

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月

私は、ねんきん定期便で昭和56年度に未納があることを知り、記録を照会したところ、1か月分の未納はあるが、どの月が未納になっているのか特定できないとの回答であった。私は、国民年金に加入している期間の保険料を全て納付したと記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和56年8月に払い出されたことが確認できることから、申立人に対し申立期間の納付書が送付されたことは明らかである。

また、申立期間当時、申立人の居住した町において、国民年金保険料の収納は4半期ごと（3か月単位）に行われており、申立期間と同じ納期限である昭和56年6月分の保険料が納付済みとされているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

さらに、昭和59年頃行われた事務処理のオンライン化時の取扱いでは、年度内の一部に保険料の未納月のある納付記録を有する被保険者台帳を特殊台帳としてマイクロフィルムに転写し、社会保険事務所（当時）で保管することとされていたところ、申立期間が未納であれば、昭和56年度が上記取扱いに該当するため保管されているべき申立人に係る特殊台帳（マイクロフィルム）は保管されておらず、申立人の年金記録が適切に管理されていたとも言い難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から51年3月まで
私は、退職後、将来のことを思って国民年金に加入し、市役所又は金融機関で保険料を納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の同記号番号の被保険者の状況から、申立人は、昭和52年4月頃に国民年金加入手続を行ったものと考えられ、退職後の50年4月に遡って国民年金被保険者資格を取得しているところ、同年6月までであれば申立期間は時効前であり、国民年金保険料を遡って納付することが可能であった。

また、申立人の主張から、上記加入手続の時期（申立人が新築した家に転居した時期とほぼ一致）以降、申立人が保険料の納付場所として利用していたとみられる金融機関において過年度保険料を納付することは可能であった。

さらに、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の前後の同記号番号の被保険者の保険料の納付開始時期等をみると、加入手続後間もなく過年度納付を行ったことが確認できる者が見受けられることから、申立人に対しても加入手続後間もなく申立期間の保険料を納付することが可能な納付書が発行されていたとも考えられること、ii) 申立人は、その夫の長きにわたる国民年金未加入期間について第3回特例納付制度を利用して毎月分割で保険料を納付したほか、自身の申請免除期間の保険料も全て追納していることなどから、申立期間についても過年度納付書が発行されていれば納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から同年6月まで
② 昭和48年10月から同年12月まで

私は、20歳になった時、母から私の国民年金の加入手続を行ったと聞いており、国民年金手帳を見せてもらった。私は結婚するまで家業を手伝っており、母は、私の保険料を両親の分と一緒に集金人に納付してくれていた。両親の保険料に未納は無いことから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳を過ぎた頃、申立人の母から国民年金に加入したと言われ、国民年金手帳を見せてもらったと記憶しているところ、申立人が申立期間当時居住した区の被保険者名簿に「昭和48年5月15日手帳発行」と記載されていることから、その母は、この頃初めて申立人の国民年金加入手続を行ったものと推認される。

また、申立人は、その母が申立人及び申立人の両親の3人分の国民年金保険料を自宅に来ていた集金人に納付していたと述べているところ、当時、同区では集金人による現年度保険料の徴収を行っていたことから、申立期間のうち加入手続を行った昭和48年度の保険料は、集金人による徴収が行われたものと考えられる。

さらに、申立人の両親は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、60歳に到達するまで保険料を未納無く納付していることから、保険料の納付意識は高かったこともうかがえ、申立期間のうち昭和48年4月から同年6月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間について両親と同じく集

金による保険料の徴収を受けながら申立人のみが未納とされているのは不自然である。

しかしながら、上記のとおり、申立人は、昭和48年5月頃に初めて国民年金加入手続を行ったものと推認されることから、同加入手続時点で、同年1月から同年3月までの保険料は過年度に当たり、現年度保険料のみ徴収する区の集金人が同期間の保険料を集金することはできなかったと考えられる。

また、申立人の母は既に他界しており、申立人も、その母が集金以外の方法で申立期間の保険料を納付したかは分からないとしている。

さらに、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月分までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに同期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から3年3月まで

私の母親が、私の国民年金保険料を自宅に送られてきた納付書を用いて納めたことを覚えている。私と同じように母親が保険料を納付していた私の弟は、20歳到達時から保険料が納付済みとなっているのに、私だけ申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親は、いずれも国民年金の加入手続を行った記憶が無いとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者の状況から平成3年8月頃に払い出されたものとみられ、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人はこの頃国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

また、申立期間当時、申立人は学生であったことから、申立期間における申立人の国民年金への加入は任意であり、制度上、任意加入の対象となる期間について遡って被保険者資格を取得することはできず、学生が国民年金への加入が義務付けられた同年4月1日付けで被保険者資格を取得しており、申立期間は国民年金に未加入とされている。これらのことから、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付を求められることも無かったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間当時居住した市にも、申立期間の保険料を納付したとの記録は無い上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 61 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 61 年 6 月まで

私は、20 歳の時に、国民年金の加入手続をしなかったため、加入勧奨の通知を何度か受けた記憶がある。21 歳か 22 歳の頃に初めて役所で加入手続をした。その時に、20 歳まで遡って保険料を一括で納付し、手続以降の保険料は定期的に納付しているため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入勧奨の通知を何度か受けた後に、市役所か社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の同記号番号の被保険者の状況から、昭和 60 年 12 月頃に行われ、この際、20 歳到達時まで遡って被保険者資格を取得したものと推認できる上、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付に係る記憶が曖昧であり、納付したとする保険料額も、加入手続時点から 20 歳到達時まで遡って保険料を納付するために必要となる金額とは大きく乖離^{かいり}していることから、申立人が加入手続後に 20 歳到達時まで遡って保険料を納付したものと推認し難い。

さらに、申立人は、加入手続以降の保険料は定期的に納付していたとしているが、i) オンライン記録上、申立期間に近接する昭和 61 年度に係る保険料は過年度保険料として収納されていること、ii) 昭和 63 年 6 月に過年度納付書が作成されていることから、申立人は、同年同月頃に申立期間直後の 61 年度に係る保険料を遡って納付したものと推認でき、加入手続以降の保険料は定期的に納付していたとする申立人の主張とは一致しない。

加えて、申立人の居住する市の電算記録でも申立期間の保険料は未納とされている上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から43年7月までの期間、49年4月から54年1月までの期間、61年6月から同年11月までの期間及び62年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年7月から43年7月まで
② 昭和49年4月から54年1月まで
③ 昭和61年6月から同年11月まで
④ 昭和62年9月

私は、夫から、「老後が大事だから年金に加入できるところは加入しておいた方が良い。」と言われていたため、会社を退職した後は必ず国民年金保険料を納めていたはずであり、申立期間が未加入期間及び未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、いずれの申立期間についても国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に係る明確な記憶は無いとしており、申立期間当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が昭和54年2月に国民年金に任意加入したことに伴い払い出されたものであり、これより前に、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃初めて、申立人は国民年金に加入したものと推認できる。このため、申立期間①及び②当時、申立人は国民年金に未加入であったと考えられる。

さらに、申立人が所持する年金手帳にも、申立期間①及び②当時、申立人が国民年金被保険者資格を有していたことを示す記載は無い。

加えて、上記の任意加入の時点で、申立期間①及び申立期間②のうち昭和51年12月以前の期間は既に時効である上、申立期間①及び②当時、申立人の夫は共済組合の組合員であったことから、申立人の同期間に対する国民年

金への加入は任意であり、制度上、任意加入の対象となる期間について、遡って被保険者資格を取得することはできず、遡って保険料を納付することもできない。

このほか、申立人の居住する市の電算記録から、申立期間③及び④に当たる昭和61年6月11日及び62年9月30日付けの被保険者資格は、いずれも平成元年10月の届出に基づき遡って取得したものであることが確認できる。このため、同年同月の届出が行われるまで、申立人は、申立期間③及び④についても、国民年金に未加入であったことになる上、届出後の同年11月に過年度納付書が作成されたことがオンライン記録から確認できるが、この時点で申立期間③及び④は既に時効であり、遡って保険料を納付することもできなかったと考えられる。

その上、申立人が居住する市の電算記録でも申立期間①及び②は国民年金に未加入、③及び④に係る保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無い上、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1557

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から52年3月まで
私が家業を継ぐに当たり、父親が、私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親は既に他界していることから、申立期間当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年2月1日に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は、この頃初めて行われた加入手続により、申立期間について遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認できる。このことから、申立人は上記加入手続が行われるまで、国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、申立人の父親が、申立人の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の居住する市の被保険者名簿でも申立期間に係る保険料が納付されたことはうかがえず、オンライン記録との齟齬^{そご}は無い。

加えて、申立人の父親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1560

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月から同年 8 月まで
私は、退職後に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと思うので、申立期間の保険料を納付したとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を、いつ、どこで、どのように納付したのか分からないとしており、保険料納付の状況は不明である。

また、申立人が申立期間当時、国民年金に加入していた場合、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたと考えられるところ、申立人に対して同記号番号が払い出されたことはいかがえない上、申立人が所持する年金手帳にも、申立人が申立期間に係る被保険者資格を有していたことを示す記載は無く、申立期間は国民年金に未加入とされており、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたものとは推認し難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月から 38 年 3 月まで
父親が私の国民年金の加入手続をし、家族の保険料と合わせて私の保険料を納付したと聞いている。申立期間について家族の保険料は納付済みとされているのに、私だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親は既に他界しており、当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 38 年 11 月 12 日に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は、この頃初めて行われた加入手続により、申立期間について遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このことから、上記加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立人の父親が申立人の申立期間に係る保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間当時居住していた町の被保険者名簿でも、申立期間の保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬も無い上、申立人の父親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、就職してから、それまで納付していなかった国民年金保険料を納付するため市役所に行き、保険料の納付を申し出た。その後、市役所から送られてきた納付書で保険料を納付した覚えがあり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、就職後に、それまで納付していなかった国民年金保険料を納付するために市役所へと赴き、国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 56 年 8 月 31 日に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は、この頃初めて行った加入手続により申立期間について遡って被保険者資格を取得したものと推認でき、同加入手続の時点で、申立期間のうち 54 年 4 月から同年 6 月までの期間は既に時効のため、保険料を納付することはできなかった。

また、上記加入手続時点で、申立期間のうち、昭和 54 年 7 月から 56 年 3 月までの期間は時効前であり、保険料を遡って納付することが可能であったが、i) 申立人は、申立期間の保険料について、月単位のほか、可能な場合にはまとめて納付を行ったとしているものの、まとめて納付した保険料の金額、保険料の納付を終えるまでにかかった期間及び納付回数などは分からないとしており、保険料の納付状況は不明であること、ii) 加入手続時点で申立期間は過年度に当たり、現年度保険料のみを扱う市の発行する納付書では申立期間の保険料を納付することはできないことなどから、申立人が加入手続時点で時効前であった期間の保険料を遡って納付したものと推認し難い。

さらに、申立人が記憶する月単位で納付した時の保険料額は、婚姻後の保険料が納付済みとされている期間の保険料月額とほぼ一致している。

加えて、申立人の居住する市の電算記録でも申立期間の保険料が納付されたこととはうかがえない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月から 61 年 3 月まで
婚姻を契機に、妻が昭和 59 年 2 月頃に私の国民年金の加入手続を行い、保険料についても、妻が同年中にそれまでの未納保険料をまとめて納付し、その後は 2 か所の郵便局で毎月納付していたことを記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 59 年 2 月頃に国民年金の加入手続を行い、それまで納付していなかった国民年金保険料を同年中に一括で納付し、その後の保険料は毎月納付していたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の同記号番号の被保険者の年金記録から、申立人の同記号番号は 62 年 5 月頃に払い出されたものとみられ、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は、この頃初めて行われた加入手続により、55 年 1 月まで遡って被保険者資格を取得したものと考えられる（被保険者資格の取得日は、その後、昭和 55 年 3 月 1 日に訂正されている。）。このことから、申立人は、加入手続を行うまで、国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、上記加入手続時点で申立期間の大半（昭和 60 年 3 月以前）は既に時効である上、申立人の妻が共済組合の組合員であったことから、申立期間のうち、申立人の婚姻後に当たる昭和 59 年 2 月から 61 年 3 月までの期間（昭和 61 年 4 月以降は、被用者年金に加入している者の配偶者の国民年金への加入は強制となっている。）に対する申立人の国民年金への加入は任意であり、制度上、任意加入の対象となる期間について遡って被保険者資格を

取得することはできず、遑って保険料を納付することもできない。

さらに、申立人が居住していた市の電算記録でも申立期間に係る保険料が納付されたことはうかがえず、オンライン記録との齟齬は無い。

加えて、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。